

新ガイドライン（素案イメージ）の
主な新規提示・変更点

全体構成の変更

全体の分量が大きくなる中、分かりやすさを向上するため、従来の第3章を再整理し、記載の順番については、認定法の条文の順番に近づけることとしています。

併せて、定款の作成における留意点についても、一覧性の観点から掲載した方が望ましいという声があったことから、第4章第8を追加することとしています。

新	旧
第1章 基本的事項（総則）	第1章 基本的事項（総則）
第2章 公益目的事業該当性の判断	第2章 公益目的事業該当性の判断
第3章 認定基準等	第3章 法令解釈等
第4章 認定の申請等	第1節 認定基準等
第1 行政庁	第2節 公益法人の義務
第2 公益認定の申請	第3節 認定の申請等
第3 変更の認定	第1 行政庁
第4 変更の届出	第2 公益認定の申請
第5 合併等の届出	第3 変更の認定
第6 合併による地位承継の認可	第4 変更の届出
第7 解散の届出	第5 合併等の届出
第8 定款を作成する際の留意事項	第6 合併による地位承継の認可
第5章 公益法人が遵守すべき規律	第7 解散の届出
第6章 監督	第4章 監督
第7章 公益法人行政担当室の業務運営方針	第5章 公益法人行政担当室の業務運営方針
第8章 移行法人	第6章 移行法人

個別の修正点

ガイドライン研究会の参与のご指摘、一般及び都道府県からのご意見等を踏まえ、主に以下について修正しています。

第1章 基本的事項

第2節 ガイドラインにおける基本的な考え方

- ・ 研究会の議論を踏まえ、公益法人の責務として、公益法人が自らの責任下で経営判断を行い、問題が起こった場合に自浄作用を働かせることが期待される旨を規定【P4】
- ・ 研究会の議論を踏まえ、公益行政の基本的考え方として、公益法人において実効的なガバナンスを構築することが必ずしも容易でなく、行政庁の審査や監督は重要な意義を持つ旨を追記【P7】

第3節 事務処理の原則

- ・ 意見聴取結果等を踏まえ、内閣府における標準処理期間を追記【P10】

第7節 審査請求

- ・ 審査請求に関して新規提示【P14】

第2章 公益目的事業該当性の判断

第1節 チェックポイント（総論）

- ・ 意見聴取結果等を踏まえ、ガイドラインに記載がない書類を求めるときは、当該書類を必要とする理由を示す旨を追記【P22】
- ・ 付随的事業に係る確認事項を追記【P24】
- ・ 事業の実施による不利益を排除する取組に関連して判示した裁判例の論理を追記【P26】
- ・ 研究会の議論等を踏まえ、総論に、選考委員会に関する記載を追記（必置ではない。外部委員の選定については法人自治を尊重など）【P33】
※ これに伴い第4回資料では第2節にあった関連する記載は削除。
- ・ 判断事例が少なく、明確な基準を示すことが困難であることから「政策提言」に関しては、記載を置かないことにした。

第2節 具体的な事業類型ごとの当てはめ

- ・ チェックポイント「13 助成(応募型)」等の注1～注3について、研究会参与の御指摘を踏まえ記載振りを修正の上、P33「○選考等を行う場合は、原則として、以下を要する。」のなお書きに移動。（チェックポイント「13 助成(応募型)」等の注1～注3は全

部削除)【P51】

- ・ 出資に関して新規提示【P58】

第3章 認定基準等(旧第3章第1節)

- (2) 資産運用としての株式保有等について追記【P72】
- (2) 実務担当者の意見等を踏まえ、修正を求める「相当の期間」について考え方を追記【P73】
- (2) テロ資金供与対策に関する記述を追記【P75】
- (4) 投機的な取引に関しての考え方を追記【P78】
- (12) 会計監査人設置の基準時点について追記【P82】
- (12) 会計監査人設置に係る監督についての考え方を追記【P82】
- (13) 役員等の報酬等の支給基準について意見募集結果を踏まえて追記【P84】
- (14) 外部理事設置の基準時点について追記【P89】
- (14) 外部理事設置に係る監督についての考え方を追記【P89】
- (18) 財産の贈与、帰属先について新規提示【P92】
- (19) 公益目的事業財産、公益目的取得財産残額及び区分経理について新規提示【P93】

第4章 認定の申請等(旧第3章第3節)

- 第1 意見聴取結果等を踏まえ、行政庁、所管行政庁の考え方の例示を追記【P112】
 - 第2 公益認定の申請についての必要書類と新たに提出が必要となる公益認定後の提出書類について追記【P114】
 - 第2 意見聴取結果等を踏まえ、代理申請の考え方を追記【P115】
 - 第4 変更の届出について、総論との関係で表中の認定規則第9条第3号ロを整理・追記【P121】
 - 第5及び第6 改正認定規則による合併時の公益目的取得財産残額の報告について追記【P122】
 - 第8 定款を作成する際の留意事項について、「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について(平成20年10月10日内閣府公益認定等委員会)」の記載事項のうち、引き続き実務者にとって有用と考えられる事項を整理し、追記予定【P125】
- ※ 旧民法法人から移行認定においては、定款の内容が法人法及び認定法の規定に適合するものであることが認定の基準とされていた(整備法第100条)。

第5章 公益法人が遵守すべき規律（旧第3章第2節）

認定規則案の内容を踏まえて、財務三基準に関して第1～第3新規提示【P127～165】

第4 定期提出書類の作成・備置・閲覧・行政庁への提出を統合【P165】

第4 事業報告に評議員選定委員会等の「最終報告」推奨事項を追記【P174】

第6章 監督（旧第4章）

第1節 監督の基本方針

第1 監督の目的及び監督の基本的考え方

（1） 研究会での議論等を踏まえ、監督の目的について追記【P181、182】

第8章 移行法人（旧第6章）

第2節 実施事業等の変更に伴う公益目的支出計画の変更認可の必要性について

- ・ 実施事業等の変更に伴う公益目的支出計画の変更認可の考え方について、実務者にとって有用と考えられる内容を整理し、追記【P203】